

障害等級表（上肢・手指及び下肢・足指）

等級		障害の程度
上	欠損障害	第1級の6 両上肢をひざ関節以上で失ったもの 第2級の3 両上肢を手関節以上で失ったもの 第4級の4 1上肢をひざ関節以上で失ったもの 第5級の2 1上肢を手関節以上で失ったもの
	機能障害	第1級の7 両上肢の用を全廃したもの 第5級の4 1上肢の用を全廃したもの 第6級の5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 第8級の6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 第10級の9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 第12級の6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
	変形障害	第7級の9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 第8級の8 1上肢に偽関節を残すもの 第12級の8 長管骨に変形を残すもの
	欠損障害	第3級の5 両手の手指の全部を失ったもの 第6級の7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの 第7級の6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 第8級の3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 第9級の8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 第11級の6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 第12級の8 1手の小指を失ったもの 第13級の5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 第14級の6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
手	機能障害	第4級の6 両手の手指の全部の用を廃したもの 第7級の7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 第8級の4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 第9級の9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 第10級の6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 第12級の9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 第13級の4 1手の小指の用を廃したもの 第14級の7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの

等級		障害の程度
下	欠損障害	第1級の8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 第2級の4 両下肢を足関節以上で失ったもの 第4級の5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 第4級の7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 第5級の3 1下肢を足関節以上で失ったもの 第7級の8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの
	機能障害	第1級の9 両下肢の用を全廃したもの 第5級の5 1下肢の用を全廃したもの 第6級の6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 第8級の7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 第10級の10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 第12級の7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
	変形障害	第7級の10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 第8級の9 1下肢に偽関節を残すもの 第12級の8 長管骨に変形を残すもの
	短縮障害	第8級の5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 第10級の7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 第13級の8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの
足	欠損障害	第5級の6 両足の足指の全部を失ったもの 第8級の10 1足の足指の全部を失ったもの 第9級の10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 第10級の8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 第12級の10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 第13級の9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの
	機能障害	第7級の11 両足の足指の全部の用を廃したもの 第9級の11 1足の足指の全部の用を廃したもの 第11級の8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 第12級の11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 第13級の10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 第14級の8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの